

至誠館大学私費外国人留学生学習奨励費給付制度運用内規

(目的)

第1条 この内規は、至誠館大学私費外国人留学生（以下「留学生」という。）を独立行政法人日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費給付制度に基づく、受給候補者として推薦するための選考方法及び受給者に対する指導措置等、制度の円滑な運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(受給資格)

第2条 学習奨励費の受給資格を有する留学生は、学業・人物ともに優れかつ経済的理由により修学が困難である者とする。

(出願書類)

第3条 学習奨励費の受給を希望する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 私費外国人留学生学習奨励費受給申請書（様式第1号）
- (2) その他学生委員会が必要と認める書類

2 前項の出願書類の時期は、別に定める。

(候補者の選考)

第4条 受給候補者の選考は、第2条の定めによる学業、人物及び経済状況の評価して行うものとする。

2 受給候補者の選考人数は、当該期の推薦依頼数に補欠候補者若干名を加えた人数とする。

(評価基準)

第5条 人物及び経済状況の評価は、次の各号に掲げる基準により行う。

2 当該年度に入学した1年次学生及び編入学生（以下「新入学生」という。）の学業成績評価における優秀者は、入学試験成績が入学者のうち上位20%以内の者とし、順位は、入学試験成績の高点順とする。

3 前年度から継続して在学している2年、3年及び4年生（以下「在學生」という。）の学業成績評価における優秀者は、次の各号の全てを満たしている者とし、順位は、第3号の第2に掲げる評価係数の高点順とする。

- (1) 前学年末に原級留置の措置を受けていない者（休学を理由にする場合を除く。）
- (2) 前学年及び当該学年の履修授業科目の出席率が、80%以上の者
- (3) 既修得単位について、次の条件を満たしている者

① 前学年までの総既修得単位数が、2年生は30単位以上、3年生は60単位以上、4年生にあっては90単位以上

② 評価係数 $\{(優の単位数 \times 3) + (良の単位数 \times 2) + (可の単位数 \times 1)\} / 総既修得単位数 \geq 1.5$

4 人物の評価における適格者は、次の全てを満たしている者とする。

- (1) 所定の期日までに授業料等を納付している者
 - (2) 同居している配偶者が、国費外国人留学生でない者
 - (3) 夫婦で同居する場合は、いずれか一方の者
 - (4) 履修手続、在籍確認手続、資格外活動の手続等が、学生としての義務の履行に怠りがないと認められる者
 - (5) 国民健康保険関係手続、居住宿舍の家賃の支払い、転居手続等が、その他住民としての義務の履行に怠りがないと認められる者
- 5 経済状況の評価における適格者は、次の全てを満たしている者とする。
- (1) 学資負担者からの仕送りが、平均月額9万円以下の者
 - (2) 現に受給している奨学金等の月額合計が、学習奨励費の給付月額未満である者
 - (3) 在日している扶養者（学資負担者をいう。）の年収が、500万円未満である者
- （受給者の推薦・決定）

第6条 理事長は、第3条に掲げる出願書類を提出した学習奨励費の受給希望者について、前2条各項に基づき受給候補者の選考を行い、独立行政法人日本学生支援機構に推薦する。

- 2 前項により推薦した受給候補者について、受給者が決定したときは、本人に通知する。
（在籍確認）

第7条 受給者は、在籍確認簿に本人の署名又は押印をし、在籍確認を受けなければ、学習奨励費を受給することができない。

- 2 受給者は、前項の受給に当たり、受領代理人が受領手続を行うための委任状その他必要書類を提出し、学習奨励費の受領後は、受領書を提出しなければならない。
（受給の打ち切り等）

第8条 受給者が次の各号に該当する場合は、学習奨励費の給付を打ち切るものとする

- (1) 出願書類の記載事項（受給者決定の判断材料となる場合に限る。）に虚偽が発見された場合
- (2) 学則に基づく懲戒処分を受けた場合
- (3) 第5条各項に掲げる評価基準に照らし、受給資格を失ったと認められる場合

- 2 受給者に前項第1号に掲げる事由が生じた場合、又は同項第2号及び第3号に掲げる事由が遡って生じた場合、その他返納が必要と認められる場合は、既に給付した学習奨励費の全部又は一部を返納させることがある。

（受給の辞退）

第9条 受給者は、学習奨励費の給付を辞退することができる。

（受給者の補欠採用）

第10条 理事長は、第8条第1項第3号の規定により、給付を打ち切る者が生じた場合、又は前条により、辞退者が生じた場合は、受給者の補欠採用を独立行政法人日本学生支援機構に申請することができる。

- 2 補欠採用候補者の選考にかかる評価基準は、第5条各項の規定を準用する。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

制定	平成14年	4月	1日	(制定)
改正	平成19年	4月	1日	(第1回改正)
	平成26年	4月	1日	(第2回改正)
	平成27年	4月	1日	(第3回改正)
	平成27年	6月	1日	(第4回改正)
	平成31年	4月	1日	(第5回改正)
	令和3年	4月	1日	(第6回改正)

至誠館大学長 殿

現代社会学部

【 】学科【 年度入学】
学籍番号【 】
氏 名【 印】

私費外国人留学生学習奨励費受給申請書

私は、私費外国人留学生学習奨励費を受給したいので、下記のとおり現在の生活・
経済状況を
添えて申請します。

記

1 生活状況について

- (1) 私は授業料等の学納金を、【 】年度【 前・後 】期分まで納付しています。
- (2) 私は宿舍の部屋に【① 1人で ② 下記の配偶者と ③ 下記の者と】入居して
います。【 】
- (3) 私が毎月支払っている家賃は【 】円です。

2 経済状況について

- (1) 学費・生活費について
- ① 扶養者から毎月平均【 】円の仕送りを受けています。
扶養者の氏名【 】 続柄【 】
扶養者の住所【 】
扶養者の年収【イ、300万円以下 ロ、300～500万円 ハ、500～1000万円】
- ② 扶養者から仕送りを受けていません
- (2) 昨年度から現在までの奨学金（学習奨励費を含む。）
- ① 毎月平均【 】円受給しています。
受給奨学金の名称【 】【 】
受 給 の 期 間【 】【 】
- ② 受給していません。